

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿)」検討の論点について

参考資料 (各委員からの論点等に関する意見)

< 目次 >

1	環境・利用部会委員からの意見 -----	2
	・ 自然環境班 -----	3
	・ 水質班 -----	6
	・ 利用班 -----	7
2	治水部会委員からの意見 -----	21
3	利水部会委員からの意見 -----	26
4	住民参加部会委員からの意見 -----	44

1 環境・利用部会委員からの意見

○提出意見内容

検討班別に説明資料（第1稿）を検討する際の論点案やその論点に対するご意見を提出頂いた。

また、第1回部会資料3-3の左端「提言内容」および右端「説明資料（第1稿）」についても、提言との対照でおかしなところはないか、提言や説明資料からの抜き出す過程で抜けている項目がないかなど、お気づきの点についてご意見頂いた。

<意見提出の対象となる部分（検討班別）>

「自然環境班」：提言3-2、4-2（1）（2）（3）（5）（6）

「水質班」：提言3-2、提言4-2（4）

「利用班」：提言3-5、4-5

ダムに関する論点については、全委員の対象

○ 自然環境班

送信者：	川端委員（環境・利用部会 / 自然環境班）
------	-----------------------

< 「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見 >
030308 資料 3-3 の修正版（030313 版）

P.8

3. 河川整備の基本的考え方：協働による取り組みが抜けている。

P.9

2.6 生態系：自然環境が良好（場所、年代）な生態系の検証・参考が含まれていない。

P.11

4.2.1 水質：総負荷管理の考え方、具体的整備がない。

5.2.4（2）琵琶湖の水質保全対策：復元のための調整・検討・試験施工ではなく「復元する」と明確に目的を述べる。

4.2.4 水質：提言の 4）回復のプロセスに関する事項が述べられていない。

P.12

4.2.8 生物の生息・生育・・・：工事の規模を最小にする方法を開発し施工に生かすといった内容を入れて下さい。

送信者：	紀平委員（環境・利用部会 / 自然環境班）
------	-----------------------

< 「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見 >

理念転換について

提言の 3-4 の最後に文章としてまとめられている部分、それは資料 6p.2) 多自然型川づくりからの脱却の項に書かれている。それはそれでよいのだが、このことは最も重要な理念転換と思われる。これまでの河川工事その他の事業も全て人が中心で行われてきた。このことから脱却転換が重要なので、提言内容のところに下記のように入れたらどうでしょうか。

< 「提言内容」および「説明資料（第 1 稿）」でお気付きの点 >

理念転換のところに「・」が 4 項目あるが、さらに 1 つ追加。

- ・河川整備にあたっては「自然が自然を、川が川を創る」という理念を基本にする。（たとえば環境を保全・回復させる場合、手助をするという考えでおこなうことが重要）
（ ）はいらない？

送信者：	谷田委員（環境・利用部会／自然環境班）
------	---------------------

< 「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見 >

- ・ No Net Loss → 「自然の再生」へ
- ・ 「高水敷」という概念の再々検討が必要
- ・ 川に川を作ってもらおうという視点と技術
- ・ 2つの堰（淀川と瀬田）の特徴（可動）の活用
- ・ 淀川のポイント整備は情報の公開、モニタリング予測の充実、「環境委員会」だけでいいのか？
- ・ 貯水池 法面はC / Bを十分考えてやる

< 「提言内容」および「説明資料（第1稿）」でお気付きの点 >

整備については、重点でかつ可能な項目をリストする。コスト、技術、効果などを事前評価すること。再生でもなんでもできるわけではない。

○水質班

送信者：	原田委員（環境利用部会 / 水質班）
------	--------------------

論点整理についての返答をさせていただきます。

3/13 郵送資料をもとに述べます。

11 ページについて

1： 議論以前に、まず整備内容案をしっかりと理解することが必要であり、そのために河川管理者からの説明を受けることが重要ではないかと考えます。

説明においては、それぞれの事業の必要性や他の事業に比べて優先して進めるべき理由を客観的に示していただくことをお願いするべきと思います。

必要性を示すためには、解決すべき問題の定量的な評価、それへのさまざまな（代替）対応策の明示、それぞれの代替策のコストや予想される効果などの評価、これらの情報にもとづいてなぜある方策が選ばれたのかの明示が必要と考えます。

説明をうけたうえで、現在リストされている事業が妥当なものであるか（推進するのに十分な根拠があるか）また推進するにしても、説明資料のような記述で良いかを議論するとよいと思います。

説明を受けることは、単に委員の議論の基礎とするため、のみならず、これを機会に事業に関連する情報を一般にわかりやすい形で公開するという意味でも重要であると思います。

2：（1とも重なりますが）「検討」とされた各水質保全対策の実施もしくは中止について判断する手順（行われる調査検討とその結果を判断する規準など）について河川管理者から説明を受け、その妥当性について議論する。

3：琵琶湖の水質保全対策について

これまでほとんど考えたことのないものの印象でありまとはずれであるかもしれませんが、他の対策も含め、十分に可能性が検討されたのか疑問に思います。また、ビオトープや水辺移行帯の復元が水質改善に大きな効果をもつとはにはわかには信じ難く思います。

ダムについて

ダムの新設及び既設ダムへの対応についても、上記1、2とおなじことがあてはまると思います。

○利用班

送信者：	有馬委員（環境・利用部会 / 利用班）
------	---------------------

< 「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見 >

下の枠内に示したような、いろいろな検討事項が存在しているが、論点として挙げられている項目の中で論ずれば良いのではないかと思う。従って、特に追加する必要はないだろう。

< 「提言内容」および「説明資料（第1稿）」でお気付きの点 >

「縮小」を表明しても、都市公園と位置付けられている河川公園をどう扱えるのか。恒久施設としてもグラウンドをどう扱おうとしているのか。また、河川公園野草地区に含まれるゴルフ場のほか、自治体や大学等の運動施設など縮小されるべき高水敷利用形態をどう扱おうとしているのか具体的に分からない。

送信者：	倉田委員（環境利用部会 / 利用班）
------	--------------------

理念・方針(3 - 5)

< 現状認識 >

論点 1

「河川利用は河川本来の姿に悪影響を与えている」→果たしてそうか、また利用パターンと悪影響の与えられ方の相違は？

（意見）

屁理屈を言うようだが、人間の利用だけが水質の悪化や生物生息域減少などの変化を河川に与えるとは言えない。「河川の本来の姿」とは何か。本来の姿は可変性にあるのではないか。

「利用の仕方」＝「人間の作為」によって変化を止めることもありうるのではないか。しかも、人間の利用に際しての「万人への配慮が必要」とする「良識」への信頼がベースにあったこともあって、これまで人間の利用を認められて来た筈だ。ところが、人間の移動・移住・密住が進み、科学技術発達が人間の「良識」を調整しえない程に進んだためにオーバーな利用が進み過ぎて反作用としての悪影響が現れ始めたと考えたい。その限度を超える利用はどのような利用に見られるかパターン（類型化）毎にチェックしてその影響の現れ方を吟味することによって今後の利用上の留意点や改善方向が明らかにできるのではないか。その作業は分担して取り組まないといけないのでは・・・。

論点 2

「高水敷利用希望は強いが、河川環境への影響はどのように現れるか？また既存施設の設置範囲をどのような基準で限定し、どのような基準で使用を認めるか(当面の間：どの位の期間についてかも)」検討を

（意見）

高水敷利用の大部分が河川に親しむための利用でないとしても、その利用が河川にどのような影響を与えるか、特に「水質悪化」・「生物多様性阻害」・「河川災害誘発」にどのように関わるかを広く理解を求めうるように明らかにしないと、高水敷利用制限への協力を求めにくいのではないか。その影響のメカニズムと影響の程度が明らかにならないと、既存施設の規模や範囲をどのような基準で制限するかを決められないのではないか。従って、その影響のメカニズムと影響程度予測を明らかにすることに分担して早急に取り組まないといけないのでは・・・。

< 理念転換 >

論点 3

「河川生態系と共生する利用」の「共生」の原則・程度を如何に考えるか。

（意見）

「河川生態系と共生する利用」とは「河川生態と人間が利益を分かち合える利用」を存続保証するという意味に理解するが、河川の「暴流」や「断水（異常湧水）」を防ぎ、「平常流」

により生物多様性と清浄水を全うするための人間の協力によって、その共生を永続することを原則と考えたい。

論点 4

「川でなければ出来ない利用」、「川に活かされる利用」は利用の頻度や大きさ・種類によっても問題(河川環境に有害)となるだろうが、具体的に種類や頻度・大きさをどのように考えるか。

(意見)

「川でなければ出来ない利用」、「川に活かされる利用」を重視するとは言え、必ずしも優先利用を認めるということにはならず、例えば個人的親水利用と多数の人達の同時利用などの優先についての判断など、河川利用委員会の判断によって優先性や制限を求めねばならぬだろう。河川利用が多様化し、頻度が増加する場合、他の利用との輻輳により、河川生態系への影響などを起こすことも考えられ、「河川への過度の利用」による河川環境への有害性を惹起せぬよう河川毎の部位(場所)による調整が必要で、利用種類の規模・頻度などの限界を各河川利用委員会の判断と定期(短期)的監視の必要性がある。

論点 5

理念は、説明資料に反映されていると言えるかどうか。

(意見)

「利用者の理解を得ながら・・・」(説明資料 3)でなく、一般住民の意見・判断を優先すべきだ。「河川環境の保全を基本とした利用の促進」・「河川環境を損なう利用の是正」(説明資料 3)の表現は、条件をつけるが「利用の促進」とも受け取れる。「提言」のこれまでの利用は「川本来の姿に悪影響を与えている」という利用への慎重さを促す指摘が「利用促進」という「説明資料 3」とのズレの陰を窺わせることが心配だ。

計画のあり方・整備内容(4 - 5)

(1) 基本的な考え方

論点 6

「推進すべき利用」と「抑制すべき利用」の峻別にはどのような基準・原則を考えるべきか。(河川の個性や利用程度によって異なるのでは)

(意見)

『提言』(4-5 冒頭)の「推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別する」には、各「河川利用委員会」の判断に従わせるとしても、つまり河川の個性や利用種類やその規模や頻度について、水系全体としての基本的な原則を決めておく必要があると思う。同時、同場所での多面的利用の場合の調整上の優先順位も決めておく必要があるだろう。そのための検討作業の都合を設けて取り組むべきだ。

論点 7

「川でなければ出来ない利用」の促進は、無制限に促進してよい訳ではなく、他の利用との調整も必要。河川環境への影響も吟味が必要で、促進してよい条件を明白にする必要があると思うが…。

（意見）

『提言』（4-5(1)6 行目以下）の「今後の利用については『川でなければできない利用』、例えば…は、川本来の機能を損なわないかぎりにおいて、促進を図るべきである』としている。「川の本来の機能」を保全可能とする条件をつけてはいるが、例えば「漁業」では「漁業法」に従う各府県内水面漁場管理委員会の監督の魚介資源維持のルールの下で義務・権利として認められて行っており、漁業行為秩序維持と漁場環境維持を条件に行われている。遊漁規則もある。水泳・カヌー・水上バイク・その他プレジャーボートなどの利用については特に利用監督やルールは決められるには至っていない。要するに「川でないと出来ない利用」といっても無制限に促進するのではなく、それぞれ河川環境・生物多様性保全と河川利用に伴う安全確保を図りうるルールを設けた上での促進とすべきであり、同時・同場所での利用の調整についても、河川利用委員会が明確な対応を図りうるようにしておくべきではないかと思う。

論点 8

「舟運・漁業の復元・継続」についても無制限でなく、施設・設備の河川内や沿岸への設置や機関排油などの問題もあり、環境への影響などについて吟味し、条件をつけるべきでないか。

（意見）

（「論点 8」に提示した内容が意見そのものである）条件等について十分検討して明示しておくべきだと考える。

論点 9

「河川環境・生態系に負の影響を与える利用」の「負の影響」について具体的に利用の種類・頻度・大きさなどによる相異の点検と、「負」を解消・防除の工夫を義務づけた場合の扱いについて検討を…。

（意見）

（「論点 9」に提示した内容が意見・感想である）

「負の影響を与える利用は制限」と『提言』要約（比較表の左端記述）にあるが、「負の影響」を解消・防除する工夫を義務づけて利用を認めるという考え方もありうる。利用種類が全く同じの場合でも、利用の規模や頻度によっては「負の影響」が発生するので、ルールを明確にすることが「漁業」では行われている訳で、「利用の仕方」如何で変わるので、利用上のルールを重視してかかることが第一ではないか。そうすれば河川利用委員会でも「負」になるかどうか判断できるのではないか。

論点 1 0

利用者・管理者間での情報共有の仕組みをどのようにするか。第三者の調整の必要はなくてよいのか。特に自治体行政等の介在は…。

（意見）

「利用者・利用者同士・管理者が、お互いに意思の疎通を図ったうえで、相互に調整を行い、…適切な河川利用についての仕組みづくりを行う必要がある」（『提言』4-5(1)13～15行目）というが、既利用者のみでなく、新規利用希望者との調整・監督も公平に行うことが必要で、「河川利用委員」設置すれば、その事務局を配置し、一般にも衆知した上、そこで取り上げて月毎に協議して利用許諾と利用方法など調整について謀ることが必要だろう。その際、「河川利用委員会」には関係府県自治体担当者も加えて、府県間の実情の恒常的把握を必ず図らせることが望ましい。

論点 1 1

「地域的特性への配慮」は誰が判断し、他地域等への説明を誰が果たすのか。協定書・許可証等は必要ないのか。

（意見）

各河川の個別事情など、また特定利用場所の上・下流域への影響などについての配慮は「河川利用委員会」またはその下部組織として河川毎の「河川利用協議会」によって行い、「河川利用委員会」が責任を果たすようにすべきで、その際に「協定書」または「許可証」に履行すべき遵守事項を明記することにしてはどうか。

○ 水域利用

論点 1 2

「水面利用協議会」のメンバーの妥当な構成であるかどうか。

（意見）

「水面利用協議会」（『説明資料』10 頁中段）「河川利用委員会（仮称）」（『提言』論点案欄記載 11 頁）と、類似の機関（組織）の提案が出てくるので、これを統一した名称にするか、組織的に整理する必要がある。

1つの案として、「淀川水系利用委員会」（関係府県自治体河川関係委員・国交省河川管理者（河川防災治水担当者）・内水面漁業管理委員*・諸利用関係者代表（複数）を加えた組織構成が望ましい）（*：「漁業法」という行政法規によって内水面の漁場環境保全を図るべく厳しい制限規則を守っているため、この制約条項を乱されることのないようにするため参加が必要で、旧来からの河川利用秩序遵法団体だから何としても加えて欲しい）を設置の上、下部組織として各河川毎に、○○川水面利用協議会を配置してはどうかと提案したい。後者の協議会は、既利用者、新規利用希望者および河川管理者が中心となり関係府県自治体関係者を第三者的に参加を求めて構成するのがよいのではないか。

論点 1 3

水面利用の適正化を図る際の判断基準をどうするか。

(意見)

「水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については・・・利用が適正に行われるよう規制を行う」(『提言』4-5(2)3～5 行目)と、「水面利用協議会等の組織を活用して、水面利用の適正化を図る」(説明資料(第一稿) 23 頁 4-5-1、2 行目)の記述から、水面利用の適正化を図る際の判断基準を設ける必要性を強く感じる。その基準作成は「水面利用委員会(仮称)」を早急に立ち上げて、当委員会で審議して、成文化した基準を公表し衆知させることが、利用希望者に事前対応姿勢を整えさせることになって良いのではないかと考える。

論点 1 4

「泳げる川・遊べる川の復活」と安全性確保を配慮した河川・場所選定をどのような基準で、またその利用の基本原則をどのようにするか。

(意見)

「泳げる川・遊べる川の復活を目指して・・・」(『提言』4-5(2)1 行目)とあるが、自由放任の形で促すわけには行かず、河川管理上からも危険箇所はある程度予測可能であろうから、各河川毎の「水面利用協議会(仮称)」を可及的早急に立ち上げて、安全性確認をした上で、河川毎の場所選定を河川利用基準・規則(早急に決めて公表したもの)に照らして行い、そうした利用の基本原則を明示して促すようにすることが強く望まれる。

論点 1 5

「水を汚染しない」・「川や湖の生態系を壊さない」・「他人に迷惑をかけない」ことの原則を上記「水面利用協議会」に謀る素案を作った上で各河川・湖の実施細則を願ってはどうか。その際に「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」・水上バイクに関する滋賀県条例との調整を図る必要がある。

(註)上記の滋賀県の各条例の写しを庶務で用意願う。

(意見)

「『水を汚染しない』・『川や湖の生態系を壊さない』・『他人に迷惑をかけない』ことを基本原則」(『提言』要記、10 頁、4-5(2)2～3 行)を「水面利用委員会(仮称)」で早急に作成し、成文化したものを、各河川の「水面利用協議会」を通じて公表し衆知を図って貰うことにしてはどうかと思う。その際、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」・水上バイクに関する条例との不調整のないように図らねばならない。

論点 1 6

水上バイク・プレジャーボート・カヌーなどの利用と漁業・養殖業との調整や他の水域利用との調整・規律を図る原則を決める必要は。

(意見)

「水上バイク、プレジャーボートの適正利用」(『提言』要記 4-5(2)4 行目)と、漁業・養

殖業との調整や、他の水域利用との調整・規律を図る原則を定めておく必要があると思う。その際、特に留意して欲しいのは、「水面利用にしか依存しえない一次産業の保護・育成を欠かせない一次産業行政および一次産業従事（経営）者の意向・判断を尊重する」ことを優先することである。

(3)水陸移行帯利用

論点 17

「提言」では「利用を厳しく制限」とあるが、上記水域利用の各原則や調整との関係で利用制限をどこまで厳しうるか。制限の物的措置(施設配置)の可能性はあるのか等。

（意見）

「水陸移行帯」の利用に関して、「…厳しく制限し、保全と再生を行う」(『提言』4-5(3)4行目)とあるが、「水面利用委員会(仮称)」の作成する利用基準・規則ないし基本原則の中でどこまで厳しくした成文化をするか事前に本淀川水系流域委員会で話し合って申し入れをしておくことが望ましい。特に、一次産業利用以外では物的施設の設置・配備等を安易には認めない方向で「申し入れ」をしておきたいと思う。

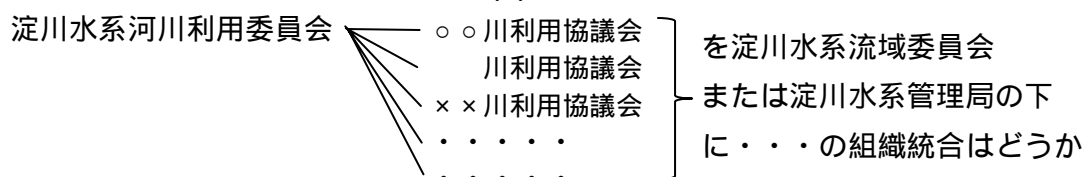
(4)高水敷利用

論点 18

「地域毎に河川利用委員会(仮称)設置」の案は(12の)「水面利用協議会」と別組織に設けるのか、一本化した組織にする方がよいのか。別組織にするならメンバー構成はどうするか。また2つの組織の連携をどのように図り、どのように分担するか。

（意見）

（論点12と重複）(『提言』要記4-5(4)3行目)



この組織統合による用務分担と連携の仕方については、淀川水系流域委員会で協議して考えて欲しい。

論点 19

「新規運動施設の禁止原則」と「縮小原則」を地域間で「喰い違った対応」をとらぬよう調整するためにどうするか。

（意見）

「運動施設の新規整備の原則禁止」(『提言』要記11頁4-5(4)2行目)と「縮小を基本という方針」(『提言』論点(案)11頁1行目)を地域間(各河川および場所)に「喰い違った対応」をとらぬように調整するためには、「河川利用委員会」が各「河川利用協議会」からの具申を受けて行うこととし、「河川利用委員会」で高水敷利用の原則を明確に打ち出し成文化し

て当たることが必要だろう。

論点 2 0

「ゴルフ場・グラウンド等を長期的には堤内地に戻す」ことを、何時までにどのようにして促すか。

（意見）

高水敷の「ゴルフ場、グラウンド等は長期的には堤内地に戻す」（『提言』要記 11 頁 4-5(4)1 行目）ことを実施するのは、その位の期間を予定し、その為の手順をどのように組んで、誰がその促進を行うのか決めておかないと「空念仏」に終わることを案じる。各「河川利用協議会」で実情を正確に把握し、縮小ないし撤廃の具体的スケジュール、可能な方法や時期を協議し、「河川利用委員会」を持ち上げて調整した上で運営・経営事業体に下交渉の上、河川管理者が通達を出して事後の河川整備事業に組み入れて実施するのはどうだろうか。

(5)堤外民地の解消・不法占拠の排除等

論点 2 1

「不法耕作・不法居住」は、単に勧告で済まぬだろうから、自治体行政との連携により、期限を設けて取組む具体的方式を。

（意見）

「堤外民地の解消・不法占拠の排除等」（『提言』要記 11 頁 4-5(5)）は、単に勧告だけでは済まぬ（排除されぬ）だろうから、自治体行政との連携により乍ら、各「河川利用協議会」で実情を正確に把握した上で、排除方法やそのスケジュール案を図り、「河川利用委員会」に提出し、調整した上で、所有者や占拠者に下交渉の上、河川管理者が通達を出して、事後の河川整備事業に組み入れるのはどうだろうか。

(6)産業的な利用

1)舟運

論点 2 2

船舶は手漕和船型以外は常用しないと、急には航行不能であることを考慮すれば、「大規模災害時の緊急輸送」を果たすにしても、常時運航時の利用を考えて用途・規格を如何にするか。

（意見）

舟運は船舶規模・船型などによって、観光客用・物資輸送用としての適応性は異なるので、観光用を主目的としながら大規模災害緊急輸送用にも利用出来るようにしようとするのであろうが、各河川毎にその規模・船型を変えねばならず、航路の安全運行確保も欠かせず、各「河川利用協議会」で専門家の意見に従って立案する必要があり、その上で事業運営方法(案)を添付して、それを「河川利用委員会」で公的許可への手続き可能性を点検した後、河川管理者に謀ることにしてはどうか。

論点 2 3

碇泊・寄港地をどこに定めるか、泊用・寄港岸壁施設をどのような型式にするか。

（意見）

船運は、航路のうち発着港および寄航港、宿碇泊（基地港）をどこに定めるか、その岸壁や待合の施設をどのような形式にするかなどの検討は、河川の特長や周辺の交通網情報や専門技術者のノウハウも必要なので、各「河川利用協議会」に具体案作成を課し、その上で「河川利用委員会」・河川管理者の承認を求めることが舟運の利用実施には欠かせないだろう。

2) 漁業

論点 2 4

流量・流砂・水温などを 50 年前のような水系に戻すこと。汚染のない流水・湖水に戻し、漁業の回復を環境回復指標として見る考え方に立つことを図ることについて。在来種・固有種の保存方式について。

（意見）

「漁業が継続的に成り立つような健全な河川環境の保全・復元」（『提言』要記 11 頁(6)2)1 行目）は、論点 7 とも関わる（河川の本来の機能を損なわない限りの利用）のであるが、流量・流砂・水温などを 50 年前の状況に戻り、汚染のない流水・湖水にすることが漁業の継続を保証する健全な河川になるとしている。つまり「漁業法」に従って漁業行為秩序維持と漁場環境維持を条件に漁業が行われており、そうした漁業の回復が河川環境回復の指標となるとする見方は正しいと思う。遊漁についても規則が作られ環境に害のあることは厳しく制限されている。出来うれば、在来種・固有種といわれる魚介の復元を求めることが河川環境の復元・保全となることを明確に打ち出して欲しいものである。

論点 2 5

河川漁業の回復には、河口からの放水量を十分確保し、流砂を伴う放水が確保されることによって海からの遡上魚・流下魚が保全されること（いわば、海への河川の責任を果たす）について。

（意見）

「漁業が継続的に成り立つ・・・河川環境の保全・復元」（『提言』要記 11 頁(6)2)2 行目）を図り、在来種・固有種の魚介を繁殖させるためには、50 年前のように海からの魚の遡上・流下を保証するような河口から海への放水量を十分に、なおかつ流砂も十分に伴う放水を確保することが必要である。海からの遡上魚と、海への流下魚を確保することが必要だということで、これが近年進行が著しい海湾砂浜の激減や海湾での底曳網・刺網を用いる海面漁業の衰退を招く根本原因となっている。河川が海にも責任を持つことを重く受け止めて対処を望みたいということである。

論点 2 6

外来魚放流の禁止対策について。

(意見)

「外来魚対策(外来魚が生息しにくい河川づくり…)」(『提言』要記 11 頁(6)2)2 行目)には、河川・湖沼に腐泥のない清水域を作ることが重要である。例えば、京都下の淀川水系上流の漁業権漁場でも山間溪流にブラックバス・ブルーギル等の放流をされても増殖せず、いつしか姿が消失することを確認済みである。この河川の流速・流量は往時と余り変化ない。ダム貯水池もダム下流でも外来魚放流によるその繁殖は旺盛である。ダム湖は腐泥が溜まり水流がない、またダム下流ではダム設置後に流量が減少して流速も鈍り、清流だった河川の底に泥の堆積部が増え、特に流砂の減少が目立つ。重要なことは流砂を欠かさず、流水量と流速を 50 年前に戻すことが外来魚生息を防ぐ条件と考えている。

3)砂利採取

論点 2 7

砂利採取は河川環境の変化を大きく促し、特に生物多様性保全にとって影響が大きいいため規制すべきだが、その規制原則を如何にするか。

(意見)

「砂利採取限定」(『提言』要記 11 頁(6)3)1 行目)は、その限定理由が不明確で、説得性を欠く。特に河川水中の砂利採取に伴う濁水は、河川魚の敏感な逃避反応を招いており、通常の流砂とは異質だと考えられる。つまり流砂にはプランクトン等の付着もあるのだろうが魚がむしろ好むが、砂利採取後発生する濁水は魚類の胃腸に有害なためか、無機物質だけのためか判らないが、兎に角、魚類は避ける行動をとるので、生物多様性保全にとって有害と判断するべきで、可及的に禁止する方向で対処されることを望みたい。殊更、河川構造が変わる程の採取は影響を見極めてから認可するように望みたい。

(7)河川利用にかかわる諸権利について

論点 2 8

諸権利用の一般への公示(衆知を図る方法)の工夫と、権利の期間見直しを如何にするか。

(意見)

「諸権利の一定期間ごとの見直し」(『提言』要記 11 頁(7)1 行のみ)だけでなく、その一般への公示(衆知を図る方法)の工夫もあってよいと思う。期間見直しを「河川利用協議会」の判断にゆだねて○年間とし、河川毎の状況を考えて図ってはどうか。その公示も、堤内側地に立看板で関係地区内○○km毎に公示すること、と権利取得者に義務づけて広く開示するようにすべきでないかと思う。

送信者：	細川委員（環境利用部会 / 利用班）
------	--------------------

< 「論点（案）」に追加すべき論点やその論点に対するご意見 >

- ・ 提言でも、ほとんど話題になっていなかったようですが、堤防そのものについても、治水だけでなく、環境・利用の側面から考えられないでしょうか。堤防上の道や、斜面は直接住民に向きあう、川の顔です。その顔が住民にとってやさしいことは大切だと思います。
- ・ 治水（p.4）に水難事故について記述がありますが、提言の「河川レンジャー」の構想は、利用でこそ話を進めたいと考えますが。
- ・ 利用の制限は河川環境の改善や「川でなければできない利用」に取り組もうとする住民の活動の足かせにならぬよう望ましい利用と望ましくない利用の区別をはっきりしたい。

< 「提言内容」および「説明資料（第1稿）」でお気付きの点 >

説明資料 p.22 利水にある「水需要の抑制」の問題は環境の改善のためにも、とても必要なことです。環境部会でも、話していけないでしょうか。

同じく p.20 樹木の伐採、p.13 堤防強化対策なども治水の効率だけでなく、環境の立場からも話す必要があると思います。

送信者：	山村委員（環境利用部会 / 利用班）
------	--------------------

下記の分を追加すべきであると考えます。

説明資料（第1稿）への意見

○ 2.4.1

釣りによる利用の課題を入れる

○ 4.5.1

釣り船運行と釣りのマナー

（魚や鳥に対する悪影響）を規制する。

水面利用のゾーニングを住民参加のもとに策定する。

第5章 5.5.1

利用ルールに加え、ゾーニングを策定する。

B) 釣りの方法等の規制

第2章 2.4.2

○ 利用

公園やグラウンド利用による自然生態系への配慮が欠けている。

第4章 4.5.2

○ 利用

河川敷の利用については、自然生態系の回復・再生を図る方向で判断する。

ゴルフ場・公園は堤内に漸次移行させる。

第5章 5.5.2

○ 1)

河川敷占用解消計画

各河川ごとに計画策定

送信者：	渡辺委員（環境・利用部会／利用班）
------	-------------------

〔利用その１〕

4 - 5 河川利用計画のあり方

(4)高水敷利用

(意見)

- ・高水敷等の造成は、本来利用のための造成ではないにもかかわらず、従前までの利用は、造成工事の計画の段階から河川工事の一環として、利用計画も含まれていた。今後は「川でなければならない利用」「川に活かされた利用」を重視した計画でなければならない。
- ・高水敷におけるゴルフ場、グラウンドの利用は長期的には堤内地に移すなどして、縮小の方針であるが、これらの占用物件については、恒久施設として申請され、許可されたものもあり、将来的に無くすということは、非常に困難と思われる。そこで、地域毎の委員会の新しい理念に添った判断が求められる。
- ・河川敷利用については、その更新に当っては、一挙に厳しい見直しは難しいかと思われるが、運動施設の新規整備の原則禁止の提言もあるように、新規利用の要望については、厳しい対応が必要である。

(6)産業的な利用

2) 漁業

論点(案)

漁業について、河川利用のなかで積極的に位置づけるか。

(意見)

漁業(遊漁を含む)については産業的な利用として舟運の復活と並んでその復興も重要であるため、河川利用のなかで積極的に位置づけるべきである。

持続的に漁業や遊漁を営むということは、生態及び水温・水質、湖棚、河床・河川の連続性など河川環境が健全な状態にあってはじめて可能になるということである。従って、河川環境の保全、復元のための整備、さらにはダム・堰などにおける魚類の遡上、降下に配慮した構造改善が必要である。

提言 4 - 6 ダムのあり方

- ・河川の水質、水温の影響、土砂(魚介類や土砂等の)移動の遮断、河道流量の減少、流水の攪乱機能の喪失等による生態系、生物多様性への悪影響

(意見)

「土砂」の部分「魚介類や土砂等の」に直して下さい。

文章の簡略化はわかるが、土砂の移動の遮断だけでなく、魚介類の移動の遮断も重要な点

であるため省くべきでないので、庶務をお願いします。

・既設ダム、堰について

（意見）

既設ダムにおける魚類等の遡上・降下に配慮した構造改善の検討で、天ヶ瀬、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、日吉、一庫の各ダムが掲げられているが、これら既設の大型ダムに魚道等を設置することは、20年～30年先を目論んだとしても、非現実的であると考えられるが、いかがなものか。

2 治水部会委員からの意見

○提出意見内容

提言をベースとして、「説明資料（第1稿）審議のポイントとなる点」「審議の前提として河川管理者に聞いておくべき点」などの観点で重要な論点や論点に関する意見を提出頂いた。

- 「説明資料（第1稿）審議のポイントとなる点」：理念の転換が反映されているか等の論点
- 「審議の前提として河川管理者に聞いておくべき点」：河川管理者が提言をどのように捉え、評価しているのか等についての質問、投げかけ。

送信者：	芦田委員長（治水部会）
------	-------------

< 説明資料（第 1 稿）審議のポイントとなる点 >

- ・ 説明資料の 3 章では、現状認識について述べ、具体的な方策が 4 項目あげられているが、整備の理念については説明不足である。提言の 3 章を受けて強化する必要がある。
- ・ 4.3.1 洪水について、洪水は言うまでもなく、水、土砂礫、流木の混合物であり、特に山地域においては流出土砂が被害を甚大なものにする。説明資料では何ら触れられていない。（2）の浸水被害の軽減の所かあるいは地域特性に応じた治水対策で流出土砂災害対策を追加すべきである。
- ・ 提言の理念の自然環境を考慮した治水計画に対応する内容を 4 章および 5 章で記述すべきである。

送信者：	尾藤委員（治水部会）
------	------------

治水部会 論点について

説明資料（第一稿）審議のポイントとなる点

私は、今回の『提言』の特徴の一つに、環境・治水・利水・利用のどの項目を計画化し実施するにせよ、この4つすべての関連を意識して実行しなければならないという「総合的な視点」があると考えています。治水でいえば、環境・利水・利用を含めた視野で計画を立案・実施しそれを貫こうとしなければ、従来と同じ発想に基づく結果の再現になるでしょうし、それには国土交通省がこれまでになかったシステムのもとで他省庁、流域自治体、その流域の住民と幅広く連携して進むことが必要になります。

そこで、審議のポイントはいろいろありますが、なかでも私はそのような「総合的な視点」にこだわり続け、計画内容のなかにどのように活かされているか、を中心に見て行くことにしたいと思います。

審議の前提として河川管理者に聞いておくべき点

「治水・防災」11Pの「現状の課題」で「（猪名川は）昭和58年に流域の急激な開発に伴い総合治水特定河川の指定を受け、流域対策も合わせて実施している」（26行目～）とあるが、その指定はどのようなもので、現在まで何をどのようにしてきたのか、そこにどんな問題があったか、など具体的に説明してほしい。

これに関連し、被害ポテンシャル低減対策の一環として同13Pの「具体の整備内容」で「猪名川においては、沿川自治体により構成する『総合治水対策協議会』で自然地（山林等）などの対策を検討」（10行目～）とあるが、この協議会についても、どんな組織で、これまで何をどのようにしてきたのか、やろうとしたができなかった問題点、など具体的に説明してほしい。

同12Pの「現状の課題」で「市街化の進んだ木津川下流堤内地では、局地的豪雨による内水氾濫も都市型災害として課題となっている。」（26行目～）とあるが、なぜこのような都市型災害（内水氾濫）が発生したのか、どうすべきなのか、具体的に説明してほしい。

同12Pの「具体の整備内容」で、被害ポテンシャル低減対策として「沿川自治体により構成する『洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）』を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の項目等について検討」（24行目～）云々とあるが、この設置は大体、いつごろを目途としているか。

また、河川審議会は1977年以降2000年まで、総合的な治水対策の推進をめぐって、いろいろ答申や提言をだし、国土交通省（建設省）に、関係部局、関係各省、地方公共団体との協議体制整備を求めているが、全国的にみて、そのような協議体制をつくって成功している例はあるか。そのようななかで、今回の『洪水被害ポテンシャル低減方策協議会』（仮称）の設置をどのように位置づけているか。

同17Pの「河川整備の方針」で、阪神電鉄西大阪線淀川橋梁の改築をめぐり「周辺の

土地利用との調整」(5行目～)とあるが、地方自治体との関連はどうなっているか。

その他

これまで、縦割り行政の弊害がいわれ、みんな分かっている、なかなかその解消にむけて動きにくかったと思います。起きている現象やその対象はそれぞれ密接に関連しているのに、どうするかの権限をもっている省庁は別々、しかもどの省庁もいったんもった権限ははなさない・・・といったことがいかにおかしいか、あやまった結果をもたらすか、とりわけ『水問題』という視点からみれば、だれにも分かる時代になってきました。『水問題』はどこをとっても環境・治水・利水などがさまざまな形でからみ、多くの行政部局が関係してきます。河川管理者のなかにもこれまでのような工学系に生物系の専門家が必要ですし、治水も流域の開発・都市化問題抜きに考えることはできません。

今回の提言を受けた河川管理者の計画が、日本の行政が長い間抱えて来たそのような問題を切り開くきっかけになってほしいし、その力も情熱も十分あると思っています。

送信者：	畚野委員（治水部会）
------	------------

< 説明資料（第１稿）審議のポイントとなる点 >

審議は河川管理者側の「説明資料」に沿っての質問と回答という形で進められているが物足りない。河川管理者の回答は主にパワーポイントによる形式的な説明に終始している。委員会側の「提言」のどこを、どう受け止めて話されているのかが見えにくいのが現状と言えよう。両者が「提言」と「説明資料」の関係を明確に把握しながら論議できないものだろうか？また「説明資料（第１稿）」の多くの部分が、いまだに柱書きのみであったり、ただ「検討する」と述べるに留まっている。改善された「第２稿」を早急に作成されないと、審議がいきつ、もどりつして混乱するのではないかと心配している。

< 審議の前提として河川管理者に聞いておくべき点 >

審議は「提言」の方向を受け止めて論議されることが「必要」であるが、さらに広い観点からの検証をプラスしないと「十分」にならないのではないかと？たとえば治水の問題に関して「河道」と「ダム」による対応方法だけではなく、もっと「統合的」な対応方法を含めた総合治水の立場から検討をお願いしたい。

< その他、お出し頂いた論点に関する意見等 >

猪名川は大臣管理区間全域で堤防の「応急的な強化」が必要との事であるが、これだけで20～30年間、あるいはそれ以上の時間が必要となるのではないかと？

3 利水部会委員からの意見

○提出意見内容

今後、実施すべき「水需要管理」の具体的な内容について、

- ・ 誰（河川管理者、住民、他省庁、委員会など）が、何をすることが重要か
- ・ 上記を実際に行う場合の課題や留意点は何か
- ・ 河川管理者は他省庁や住民にどのような働きかけを行うべきか

などのご意見を提出頂いた。

送信者：	荻野委員（利水部会）
------	------------

利水部会への意見

以下は、利水部会において検討される必要のあると思われる課題を書き上げたものです。文章や前後の脈絡は整合していないところもありますが、取り急ぎ、検討資料として提出いたします。よろしくお取り計らいください。

1. 緊急に結論を出さなければならないのは、工事中と計画中のダムに予定されている、新規開発水量の妥当性の検証である。水道用水拡張の必要性をそれぞれのダムについて関係者の意見を聞く。
2. 水道用水においては、人口の都市集中の緩和、減少傾向と水道取水実績をキチンとデータをもって説明する必要がある。この作業を通じて、水道における節水の可能性と水道管理者、料金制度等についても検討する必要がある。欧米人が日本にきて、水洗トイレの水勢の強さに驚く。アメリカでは水洗トイレの水勢は弱く従って使用量も少ない。
3. 工業用水においても、権利水量と実際の取水実績と需要実績のデータをもとに需要内容を検討する必要がある。工業部門では回収水の量が大幅に増えている。また、重厚長大工業は後退し、ハイテク部門に重心が移動している。工業用水の需要構造それ自体が高度経済成長期から変わってきている。
4. 農業用水についても同様に、権利水量と取水実績を分析する必要がある。慣行水利権の実態を把握することと、何ゆえ、農業用水の大部分が慣行水利権となっているのか、一般の人々には理解されていないようである。慣行水利権の意味をキチンと説明しなければならない。慣行水利権を許可水利権に切り替える意義も重要で、関係者に納得されるようその説明をしなければならない。そもそも農業用水の利用実態を一般の人々にもわかるように明確にしないとイケない。
5. 以上から、水需要量と権利水量の関係を、水道用水、工業用水、農業用水の3需要者から正確なデータを持って説明されることが緊急の課題である。この際、同じデータから異なった結論を引き出す立場がある。これ以上新規利水は必要なしとする立場といやまだ開発は必要だとする立場である。これを第3者の公平平等の立場から判定を下すことが必要である。その判定を下す者は誰か？どのような機関・組織がそれを可能にするか、を同時に検討する必要がある。
6. 自治体の財政難についても関係するので、水関係の負担金から財政事情を公開されることが必要である。水道分担金、ダム建設の分担金、受水負担金と給水収入関係を分析することが必要である。財政担当者といわゆる市民感覚と乖離して、意見が対立することが予想される。この場合も、どのような仲裁裁定が可能かを検討する必要がある。地方財政を圧迫する国等の行う公共工事に対する負担金・分担金問題とその後の維持管理経費の負担問題も関連している。
7. 水道用水については、不足している自治体もあろう。一方で、余剰が生じて、もう

いらないと思っている自治体もあると思われる。経費のかかる府水より自己水（源）を使いたいと思っている自治体もある。過不足を修正するには、まず、自治体間で水利権調整を図る。自治体間の水利調整を図る場合においても、誰がどのような手法でやればよいか、を検討する必要がある。水利調整にはどのような問題が潜んでいるかを明らかにしてその解決方法を見出す。

- 8 . 工業用水については、不要になった水利権の廃止もふくめて検討し、その際、これまでの負担金等の重圧から開放されると言うメリットを与えることが必要である。
- 9 . 農業用水については、特に淀川下流の農業用水はほとんど農地はなくなっているのであるから、転用の可能性は高い。その際、農業用水施設を利用した「地域環境用水」等の多面的機能をキチンと調査し評価しなければならない。「地域環境用水」が必要かどうか、もし必要ならば誰がそれを管理するか？管理経費の負担は？について、検討しなければならない。
- 10 . 3水需要者の余剰があると確定されれば、転用の手法について具体的に検討し、実施しなければならない。ダムを建設するよりは経済的にも合理的である。また、環境への負荷も軽減できるのであるから、緊急にかつ具体的な論議が必要である。ダムの必要性が無くなれば、速やかに、中止等の措置をとらなければ、不要な追加投資が後に問題となろう。早ければ早いほど傷は浅くて済む。
- 11 . 各種利水構造を検討する際に、流域の水循環系を把握する必要がある。3川合流までの宇治川、木津川、桂川の各種利水はほとんどが淀川に還元するので、量の問題と水質の問題を同時に調査データを基に解析して説明する必要がある。水利権として数量表示されているものと実際に取水され、排水される水循環系は異なった次元の話である。数量的に表現された水利権水量だけでは、実際の水需要構造は説明できないので、水循環系をキチンと把握した上での水利権の検討がなされなければならない。
- 12 . 水源ダムや瀬田川洗堰からの放流量、大川取水堰分流量、神崎川分流量、基準点流量、淀川大堰放流量等のデータに基づいた、水収支計算を公表する必要がある。河川の流量は年々あるいは季節によって、大きな変動をする。また、昨今は少雨傾向が言われている。余裕があると思われても、日照りの年には、深刻な干ばつに見舞われることになる。「渇水」に対する備えは、「洪水」に対する備えと同様に、その社会のもつ「ダム等の水資源施設によらない」対応も必要である。節水対策、緊急対策、臨時の権利転用等によって、日頃、それを組み込んで社会的ソフト対応を整備することが必要である。すなわち、「渇水対策」を日常備えておくことである。
- 13 . 水源施設の「操作管理規則」について、改善の必要がある。（水位管理の関係からも検討が必要）ダム等の操作は、貯水された有効な水（開発された水と言ってよい）が、本当に水需要者に有効に利用されているかは、ダムから放流された水が、末端の需要者に無駄なくキチンと届いているかどうかにかかってくる。大きなお金を使ってダムを作っても無駄に大阪湾に放流されてしまえば駄目である。淀川流域は複雑な巨大施設である。操作管理規則とキチンとした操作管理とモニタリング（監視とデータ記録）は極めて重要な課題である。
- 14 . ダム工事、計画が中止される場合は、地域住民に対するこれまでの負担に対する補

償措置を講じる必要が生じる。既に、立ち退き・移転等が終わっているダムもある。工事関係者や地元住民・市町村の言い分にも十分耳を傾けて、納得のいく措置を講じることが工事を中止する決め手となる。

15. 「水資源開発基本計画」いわゆるフルプランとの関係を是正する必要が生じる。淀川の上のような需要分析は、これまで供給計画の骨格となっていたフルプランを見直すことになると同時に、供給計画の立て方、策定手続き等も再検討する必要が生じる。フルプランを策定した当時と現在では社会情勢も変わっている。また、計画策定技術、客観的データの蓄積や研究成果、評価方法、将来予測手法についても目覚ましい進歩が認められる。行政のなかで決めるより、関係住民・市民の声を聴きながら、市民のバックアップ・応援を得て策定された将来計画であれば大きな見込み違いは生じないであろう。
16. 淀川の水は、人間の生活と経済活動だけのためにあるのではなく、そこを棲み場所としている生態系全体の共有のモノである。人間が優先して、独占的に利用してきたこれまでの需要構造を変革することが、河川法改定の根本理念であった。水需要管理の根本理念はここにある。生態系保全のためには、人間の水需要を抑制することも将来的にはありうると新河川法の精神を読み取れる。
17. 以上の作業を進めながら、淀川は誰がどのように管理すればよいか、水需要管理の観点から、結論を導くことがのぞまれる。その際に、河川管理者は、従来の中央による統制的な官僚的態度をやめて、住民との対話から生まれる民主的な管理者に変革することが望まれている。また、それが新河川法の精神的よりどころである。
18. 河川管理者をバックアップする民間主導の組織の立ち上げが必要である。淀川の河川管理者が行う管理はあくまで行政範囲の中の業務分担である。淀川水系はもっと広くその内容は多岐にわたっている。例えば、淀川に流入する中小河川は府県あるいは市町村管理となっている。最上流部の水源森林・山間部との関係、都市計画との関係、地下水利用との関係、農業・農村と総合治水、下水や内水排除との関係、環境・景観、歴史・文化、等々水に関わる業務内容は官民の共同作業で初めて全うされる。住民の「お任せ意識・無関心」と官の「官僚意識・愚民策」を排除するような、住民によるバックアップ体制が必要であり、それが経済的にも技術的にもより高い目標に近づく方向ではなかろうか。

以 上

送信者：	寺田委員（利水部会）
------	------------

利水部会 論点について

1．河川管理者に対して

- （１）水需要の実態と、需要予測との乖離の実態
- （２）水利権の実態と見直しの可能性
- （３）環境流量の考え方、河川維持用水との比較において、どのような流量を、どのような形で確保するのか

2．河川管理者から他の主体に向けて

- （１）水需要管理の施策の第１－適切な手段・利用への誘導
 - 通常的節水の実施
 - 節水コマ、節水トイレ等の義務化
 - 雨水、中水利用の具体化
- （２）水需要管理の施策の第２－水需要の効率化
 - 水道料金の決め方
 - 水圧コントロール
 - 漏水検知体制強化

送信者：	仁連委員（利水部会）
------	------------

利水部会への意見提出

1. 貴重な水資源を有効に使うためには、水需要があればそれを満たすことを使命とするこれまでの水供給のあり方を根本的に改め、水需要マネジメントも視野に入れた水供給システムに転換して行くべきである。これは淀川流域委員会の提言の中でも触れられている。
2. 水需要マネジメントを具体化するためには、水を経済財として扱うことが必要であるが、現在の水法のもとでは、水そのものには価格がつけられていない。上水道料金、工業水道料金、農業利水者の負担金は水利施設の建設費および維持管理費の一部または全部を配分したものであり、水そのものに対する支払いは一切含まれていない。それゆえ、古くから河川水利権を持っている都市ではダム開発などの費用は料金に含まれていないが、新しく建設あるいは増設された都市では、ダムなどの水源開発費用が含まれ、水価格の差が生まれている。したがって現在の制度のもとでの水価格は水供給者（市町村および農業水利団体）が水を供給するために負担する原価をあらわしているが、決して水の市場価格（水需要者による水の限界効用評価と限界供給費用の一致点）ではない。それゆえ、現在の水価格は需要を反映したものではなく、水需要のマネジメントにつながるものではない。また、上水道と工業用水道は地方公営企業法に基づき経営され、料金は総括原価主義によるものとなっている。それゆえ、水価格は水需要量＝供給量の限界費用ではなく、平均費用で決定されているので、水需要量が大きくなればなるほど、収穫逦減を前提とすれば限界費用に比べて平均費用が小さくなる傾向があるので、過剰な水需要＝水供給をもたらす価格構造となっている。
3. 河川管理者は水道公営企業や農業水利団体のような水供給者（国土交通省に対しては利水者）ではなく、水供給者に取水許可を与え、河川施設の管理を通して水供給者間を調整している。だが、取水許可は固定的であり、いったん与えられた水利権について利水者は自由に利用できる権利を持っている。それゆえ、この制度のもとでは需要の緊要性に応じた水配分ができる保障がないだけでなく、与えられた水利権の枠内であれば、実際に必要とする以上の浪費的な水利用を抑制しようとするインセンティブが一切働かない。
4. それでは、河川管理者はどのようにこの水需要管理問題に取り組むべきか提案したい。河川管理者は水利権を許可する権限を河川法によって付与されている。また河川を治水、利水そして良好な環境を維持するために管理する権限も同法によって付与されている。また、河川および河川流域の管理は災害防止と良好な環境の維持という公益（public goods）をもたらすと同時に産業、農業および生活に利用可能な水利用の条件を整え、水利用を通じて私益（private goods）をもたらす。それゆえ、私益をもたらす水利用に対して負担を求めることが経済的に可能であるとともに、河川管理者が水利権許可の条件としてそれを執行することが行政技術的にも可能であると考えられる。さらに、徴収された負担金を治水

や環境改善という公益のために利用することも何ら差支えがないと考えられる。ややもすると、河川管理者は水需要管理に関与できないと考えがちであるが、現在の日本の制度を前提にすれば、水道事業者よりも有効に水需要管理を機能させることのできる立場にあると考えられる。水利施設の利用ではなく、水そのものを利用することに対して利用者に負担を求めることによって、水利用価格を通じる水需要マネジメントの道がひらけてくる。

5. 水利用負担金は河川流域の水を取水し利用する者すべてが負担すべきである。その際、水利権を持つ者が水利権量ではなく、実際の取水量に応じた負担をするのが現実的である。水道事業者のように取水した水をさらに多くの利用者に分配する者は、水利用負担金を料金の中に含めて、料金が需要抑制的になるような政策をとるべきであろう。こうすることによって水需要マネジメントが実現できると考える。

送信者：	細川委員（利水部会）
------	------------

(1) 精度の高い水需要予測

具体的な記述は必要だと思います。水道企業団でない、第3者が行うようにするとか、方法にも踏み込む。予測への不信がダムにも影響していると思うから。

(2) 節水・再利用・雨水等の利用

水需要のピークにあわせて水資源を供給するのはやめるべきだと思う。その時の不満を考えれば、節水への転換は、はっきりさせた方がよいと思う。

量だけでなく、質の問題ももっと言及できるのではないのでしょうか。環境で話すことになっていますが、「飲み水の安全」という面から利水でも話せると思うのですが。利水ページ少なすぎます。その際、流域や支川についても対応を考えることも必要だと思います。

送信者：	梶屋委員（利水部会）
------	------------

利水部会検討メモ課題

事務局から提示された「何をすることが大切か」「課題・留意点」を議論する前に、実態を正しく認識することが必要ではないか。実態の認識がないままに議論しても机上の空論になる可能性がある。

水需要・水資源の実態はどうなっているか

水需要と水資源は見合ったものとなっているか、水資源の分配は適切・公平か

水需要の地域格差・公平性はどうなっているか、適切に使われているか

・上記について具体的なデータはどうなっているか

1．水需要について

・マクロ的に

淀川水系に係わる利水者、利水者の使用水量、推移

各利水者の取水点と取水可能量、推移

水利権はどうなっているか

・必要あれば詳細に

利水者・種類別 口数、一口当り使用水量の推移、地域格差、水道料金の違い

人口・工業生産などの指数と使用水量

・上記のデータをもとに、水系毎・河川・地域毎に差異・推移・特徴の分析

2．淀川水系の水資源

・各ダム・堰の設計諸元

洪水・非洪水期 洪水調節容量、

利水量（水道用水、流水の正常な機能維持）

・各ダム・河川の水利権の内訳 利水者と水量

・水質およびその地域較差

3．各ダムは設計どおり機能しているか、水位操作は適切に行われているか

洪水調節は適切に行われたか

利水開発量は実運用において計画どおりとなっているか

水利権を満足しているか 年間、豊水期、渇水期

水利権は適切に見なおされているか

4．農業用水の実態はどうなっているか

農業用水は適切に使われているか

農業用水使用量と農業生産の関係

使われた農薬はどう流れているか

5．全体の水のフローはどうか

添付：大阪市の水需要他

枋屋委員資料 7 頁插入

送信者：	村上委員（利水部会）
------	------------

■ 水源と消費地を近く - 「水需要管理」を可能とする前提

水需要の管理が難しい要因の一つは、水の供給と消費のシステムが大きくなったために意志決定に必要な情報が間接的で抽象化されており、利害関係者が多くなっていることです。（もし一人一人に個別に水源地が与えられているとしたら、需要の管理は一個人の範疇で閉じます）。

したがって、水需要管理を可能とする前提として、消費地の住民が水源地の状況を直接知ることができ、利害関係者が直接対話ができる状況にすることが重要であると思います。（大規模な少数の水源地→これから：小規模で多数の水源地）

そのために、水源は消費地の極力近い場所におくことを原則にすることを提案します。一つの目安は、子どもやお年寄りが歩いて水源地を訪ねることができる距離だと思います。

しかしすべての水源を近くから調達するのが困難な地域もあるでしょうから、そういうところでは防災用水など用途を限って至近な水源を確保することができると思います（たとえば地下に雨水をためて防災用水や水やりを利用する東京都向島区の「路地尊」）。日々、貯水量に気を配る水源を近くに持っているかどうかは節水意識に大きな影響を持つと思います。

また、現在の水供給・消費システムに大きな変化を与えても、既設の水道をアレンジする、ことで一から建設するよりも安いコストで可能になるのではないかと考えています。

■ 「水需要管理」に向けた具体的枠組み

水需要管理の流れは、以下のようになると考えます。

1．水需要の精査（アセスメント）

水使用量と排出量の把握と予測を、集落や自治会、土地改良区等の地域に根付いた社会組織単位で行う。企業もその一つとして正確な報告を義務づける。この際、人間の利用のみならず河川生態系に必要な環境用水の量についても検討する。また、「農業用水」「工業用水」「生活用水」といった抽象的な区分ではなく、具体的な水の用途を把握して、小さな水源で対応できないかどうか、検討する。

排水は下流の上水とみなせるので、表層水か地下水か、処理済みか未処理かに分けて精査する。

家庭における水の利用量については小学校での学習プログラムに組み込むなどで調査が実施できると考える。

また、渇水時にはどこまで水使用量を減らすことができるか、災害対策の一環として検討する。これは治水上のハザードマップ作成と同時にを行うとよいと思われる。

2．水源の配分

上記の精査に基づいた水量を、各地域がどこに求めるかを自ら考えるプロセスを設ける。現在利用していない水源にも目を向ける。これには地域間の対話が必要なので、1のプロセスは、同じ水源から水を求める者同士ができるだけ近い期間内に行うことが必要である。

これに併せて、公共機関は、それぞれの水源の水供給能力(水量と水質)を持っているか、科学的な試算を行う。たとえば河川水のみでなく、山間からの湧水、伏流水、地下水など。地下水については、地盤沈下の実績のある場所については、それが生じない汲み上げ量を限度として考える。

このような「住民の意向」と「客観的なデータ」に、水供給システムの現状を加味して、新たな水の配分を決める。これは一つの水系全体で行われるべき議論であり、最終的には市町村や府県の首長の決定するところではあるが、この合意のためには住民間の対話がじゅうぶんに熟していることが必要である。そのためにも1のアセスメントのプロセスでの住民参加が不可欠である。

3．モニタリングと見直し

1と2のプロセスを定期的に設け、水の再配分を行う。いったんプロセスが実施されれば大きなコストにはならないと思われる。

4．緊急時の対応

渇水が生じた場合、関係者で緊急の会議を開催する。1と2のプロセスが行われていれば合意はスムーズに進むと思われる。

河川管理者には、上記の「前提」の説明と、「プロセス」の実施を市町村に求めていただきたいと思います。

また、住民から生まれた新しいアイデアが、そのようなことを想定しないでつくられてきた「法令」や「慣例」で無碍に黙殺されることのないよう、制度の変革に対しても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

なお、河川に頼らない水資源開発のあり方としては記述した以外に以下のような考え方があると思います。

- ・下水処理施設(下水道、合併浄化槽)を集落や都市の中につくり、放流水を、再利用や「環境用水」に用いる
- ・暗渠を開渠にすることによる「環境用水」の復元

4 住民参加部会委員からの意見

○提出意見内容

下記の分担に従い、説明資料（第1稿）に対する「この事項、内容について、このような記述追加または検討が必要」「このように変更した方が良い」などの意見を提出頂いた。

<意見提出分担>

計画策定・推進（p.3～ 4.1 及び 5.1）：全ての委員

河川環境（p.4～ 4.2 及び 5.2）：松本委員、塚本委員、小竹委員、本多委員

治水・防災（p.11～ 4.3 及び 5.3）：畑委員、川上委員、本多委員

利水（p.22～ 4.4 及び 5.4）：荻野委員、寺田委員、本多委員

利用（p.23～ 4.5 及び 5.5）：山村委員、村上委員、米山委員、本多委員

ダム（p.26～ 4.6 及び 5.6）：田中（真）委員、本多委員、藤井委員

淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料（第１稿）に対する意見

頁	意 見	委員名
●全体を通じて		
	<意見> 個別事業や工事事務所単位で個々の事例に該当する住民団体、地域組織について具体的名称をあげて流域委員会に確認を求め意見を求めること。	本多
４．河川整備の方針		
４．１ 計画策定、実施のあり方		
４．１．１ 対象範囲		
p.3	<意見> 計画策定上必要となる整備上の具体例を示す必要があると思います。 （直轄河川あるなしにかかわらず、河川の縦断方向による環境保全にはその連続性が不可欠で言及の例を示す必要）	田中(真)
４．１．２ 対象期間		
４．１．３ 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
p.3	関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。 <u>又、情報公開において「意志形成過程」の情報こそが必要であり、情報提供を徹底する。（文言追加）</u>	田中(真)
p.3	関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。 <u>河川にかかわってくださる市民を増やす取り組み(自然観察会、水と親しむ会、体験会、清掃作業など)を通じて河川への関心を高めていく。（文言追加）</u>	本多
４．２ 河川環境		
p.4	また、水、土砂、生物など多様な要素が複雑に依存しながら形成されている河川環境を保全及び再生していくに際しては、常に慎重にモニタリングを行いながら、河川環境の反応を把握してフィードバックをしながら進めることとする。<u>モニタリングは、地域の特性に詳しい地域N G O、住民団体、地域組織などと連携、協働して行い、情報を共有する。（文言追加）</u>	本多
４．２．１ 河川形状		
p.5	縦断方向においては、生物の遡上や降下が容易にできる河川横断工作物の改築・新設を検討する。また、堤内地側の樹林帯については、生物の生息・生育環境、移動区間として重要であることから整備を実施する。<u>検討・実施に当たっては、地域の特性に詳しい住民、地域N G O、住民団体、地域組織などと連携、協働して行い、情報を共有する。（文言追加）</u>	本多

4.2.6 生態系		
p.8	固有種・在来種・希少種の保護のために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について検討する。一方、関係機関や地域住民等と連携しながら外来種対策に関し推進し、啓発活動も実施する。 <u>また、河川環境学習では、自然と触れ合ったり、自然のことを学ぶだけでなく、自分たちが河川とかかわってきた歴史や文化にも触れ、今後自分たちが川とどのようにかかわっていったら良いのかも伝え、学ぶ必要がある。</u> (文言追加)	本多
4.3 治水・防災		
p.11	破堤による被害の回避を究極的な目標として、そのための施策に最優先で取り組むが、狭窄部上流の浸水被害、琵琶湖沿岸の浸水被害等の軽減に向けた整備を行う。 <u>住民意識の向上を図るため、川と触れ合う機会を作り、河川の現状や課題の理解を広げ、ライフスタイルの中で自らできることを取り組んでもらえるように進める。</u> <u>そのためにライフスタイルの普及や住民自らにできる治水・防水のメニューを検討する場を設ける。</u> <u>検討の場は、学識経験者だけでなく住民や主婦の参加も求める。</u>(文言追加)	本多
4.3.3 地震・津波		
(2) 津波		
p.18	2) 河川内利用者に対する避難のための情報の提供を強化するとともに、沿川住民等に淀川の危険性情報を提供する。 <u>また、住環境を改善することを促進する方策を検討し、沿川住民側の自衛も促す。</u> (文言追加)	本多
4.3.4 維持管理等		
(2) 河川管理施設の機能保持		
2) 河川構造物等		
p.19	また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、地域住民と連携して保全し、後世に伝承する。 <u>保全するだけでなく、使用中のものは使用しながら保全することが大切である。</u> <u>何のために保全するのかという目標を明確にし、その目標を目指した、取り組みも必要である。</u>(文言追加)	本多
4.4 利水		
(4) 水需要の抑制		
p.22	利水者、自治体等関係機関、住民と連携して、水需要を抑制するための具体的方策について検討する。 <u>また、その方策を普及啓発するための方法も合わせて検討する。</u> <u>普及に努めるシステムを構築する。</u> <u>ライフスタイルの転換を図るためのメニュー作りを住民や主婦も含めて検討する場を作る。</u> <u>実施するに当たってはその推進団体(住民の自主的団体)の構築も検討する。</u>(文言追加)	本多

4.5.2 河川敷		
(1) 利用		
p.24	しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用については個々の案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする。 <u>河川でしかおこなえない取り組みを積極的に進め、本来あるべき利用を増やし、広げることで利用住民同士が考えあうことが大切である。(文言追加)</u>	本多
4.6 ダム		
4.6.1 ダム計画の方針		
p.26	<u>ダムの計画実施について</u> <u>この場合の判断決定は第三機関を設置して行う。(民間人参加型) また社会的合意を形成するために住民投票による決定も必要。(文言追加)</u>	田中(真)
4.6.2 既設ダム		
p.26	<u>・ダムの役割やダムについて知ってもらう取り組みを強化する。</u> <u>・ダムとしてできる環境対策・環境教育を明らかにし、地域住民、地域組織と連携して取り組む</u> (項目追加)	本多
4.6.3 各ダムの整備の方針		
p.27	ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を見直す。<u>住民団体(NGO、NPOを含む)や地域組織と情報を共有しながら協働して精査、確認、検討をおこなう。また、その結果を広く流域住民に知らせる。(文言挿入)</u>	本多
p.27	(1) 大戸川ダム ・ ・ ・ <u>ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響が大きいことから自然環境への影響・改善策については、地域の特性に詳しい住民団体(NGO、NPOを含む)や地域組織と検討できる場を持ち自然環境への負荷への改善策をより充実したものにしていく。</u> <u>住民団体(NGO、NPOを含む)や地域組織と情報を共有し、協働して改善策に取り組む。(最終行に文言追加)</u>	本多
p.27	ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を民間参加のダム検討委員会等を設置し、見直す。(文言修正)	田中(真)

5 . 具体の整備内容		
5 . 1 計画策定・推進		
5 . 1 . 2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
p.3	地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼。<u>また、河川環境学習を指導する人材の育成に努め幅広く取り組みが進むことを支援する。</u> <u>河川環境学習は、地域の河川環境とふれあう活動を通じ、市域の住民や子供、環境学習指導者、河川管理者が川の現状や資源など新たな課題に気づく場でもある。</u> 河川レンジャーの活動拠点として、… (文言挿入)	本多
5 . 6 . 1 既設ダム		
(4) 下流に急激な水位低下が生じないダムの運用操作の実施		
p.26	(1)下流に急激な水位低 <u>上</u> 下が生じないダムの運用操作の実施	田中(真)
(6) ダム湖の水質保全対策		
p.26	<u>5)上流からの水質保全の実施</u> <u>森林管理者や流域住民などとの協調により河川に流入する汚染、汚濁への対策のシステムをつくる。</u> (項目追加)	田中(真)